

令和 8 年 4 月 1 日

一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法)

職員一人ひとりが仕事と家庭を両立しながら安心して働き続ける職場づくりを推進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

2. 内 容

【目 標1】

計画期間中の男性の育児休業取得割合(産後パパ育休)及び出生時育児目的休暇の取得割合を順次上昇させ、計画最終年度は100%とする

＜取組内容・実施時期＞

育児休業制度の周知と取得しやすい職場環境整備を進め、制度改正等に向け仕事と育児の両立支援に取り組む

令和 8 年 7 月～ 配偶者出産時の育児支援等を目的として取得できる休暇制度を改正し、改正後の休暇制度及び育児休業等の案内や取得方法を併せて周知する

令和 8 年 8 月～ 育児取得予定対象者への個別相談・意向確認を実施する

【目 標2】

ノー残業デー(月1回実施)の実施率(定時退庫した管理者を含めた全職員の割合)を80%以上にする

＜取組内容・実施時期＞

職員の心身の健康維持に配慮した長時間労働削減、仕事と家庭の両立支援および働き方改革推進を行い、定時退庫への意識向上を図る

令和 8 年 7 月～ ノー残業デーの全店連絡を実施する

令和 8 年 8 月～ 前月の定時退庫した職員の状況を確認する

令和 8 年 9 月～ 部店課別によるノー残業デーの実施率を確認する

以上